

敦賀市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって市内で生じた被害について、市が証明書（以下「罹災証明書等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(罹災証明書等の種類)

第2条 罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 住家について、市が現地調査等により、罹災の事実を確認することができた場合に、その被害の程度を証明するもの
- (2) 罹災届出証明書 次に掲げる物件等の罹災状況について、被害を受けた事実を市長に届け出たことを証明するもの
 - ア 住家及び非住家並びにそれらに附帯する工作物
 - イ 自動車、家財道具等の動産
 - ウ その他市長が適当と認めたもの
- 2 罹災証明書等において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第3条 罹災証明書等の交付の対象者は、災害により被害を受けた建物、塀及び門扉等の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者又は管理者とする。

(申請)

第4条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況の写真
 - (2) 被害場所の位置図
 - (3) 修繕に係る見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請の期限は、罹災した日から起算して1年以内とする。ただし、提出書類により災害の被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各

号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して、遅滞なく交付するものとする。

(1) 市が被害状況を調査し、別表の被害認定基準に該当するものであるかを認定した場合 罹災証明書（様式第2号）

(2) 前号の規定による認定又は災害と被害との因果関係の確認ができない場合 罹災届出証明書（様式第3号）

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

（手数料）

第6条 罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

（代理人）

第7条 第4条第1項の規定による申請及び第5条第1項に規定する罹災証明書等の受領は、罹災者の代理人が行うことができる。

2 代理人が前項の申請又は受領を行おうとするときは、委任状（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が代理人となるときは、この限りではない。

(1) 罹災者が個人の場合にあっては、その同居家族

(2) 罹災者が法人の場合にあっては、当該法人の社員

(3) 敦賀市パートナーシップ宣誓制度実施要綱及び福井県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に規定する宣誓者のパートナー

(4) その他市長が適当と認めた者

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 1月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年11月 1日から施行する。

別表（第5条関係）

被害認定基準

1	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
2	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
3	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
4	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
5	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体

		<p>的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>
6	<p>準半壊に至らない (一部損壊)</p>	<p>全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。</p>
7	<p>床上浸水</p>	<p>建物の床の高さより上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊には該当しないが、浸水によって土砂、竹木等が堆積したことにより一時的に建物を使用することができない程度のものとする。</p>
8	<p>床下浸水</p>	<p>床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。</p>

備考

- この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うものとする。

罹災証明書等交付申請書

年 月 日		
敦賀市長 <div style="text-align: center;"> 申請者 住所 氏名（名称） 電話番号 </div> <p>次のとおり、罹災したので、当該罹災に係る証明書の交付を申請します。</p>		
<p>※住家の所有者がチェックしてください。 敦賀市が被害認定調査を迅速に行うため、必要に応じて、固定資産課税台帳等に 記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報の利用について</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>同意します。 <input type="checkbox"/>同意しません。</p>		
世帯主 (管理者・所有者)	住所（所在）	
	氏名（名称）	
罹災年月日	年 月 日	
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
被災場所 (物件の所在)	敦賀市	
被災物件	<input type="checkbox"/> 住家※（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家家主 ）	
	<input type="checkbox"/> 非住家（ ）	
	構造 <input type="checkbox"/> 木造（ 階建） <input type="checkbox"/> 非木造（ 階建）	
	<input type="checkbox"/> 工作物（ ） <input type="checkbox"/> 家財（ ）	
<input type="checkbox"/> その他（ ）		
被害の状況		
使用目的		必要部数 部
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況の写真 <input type="checkbox"/> 被害場所の位置図 <input type="checkbox"/> 修繕に係る見積書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）	

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
申請者住所	
申請者氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水程度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

敦賀市長

Ⓔ

罹災届出証明書

世帯主 （所有者・管理 者）	住所	
	氏名	
申請者	住所	
	氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災場所 （物件の所在）	
被災物件	
被害の概要	

上記のとおり、罹災の届出があり、その状況について確認したことを証明します。

年 月 日

敦賀市長

㊞

様式第4号（第7条関係）

委任状

（宛先） 敦賀市長

（代理人）

住 所

氏 名

私は、上記代理人に、

罹災証明書等交付申請

罹災証明書又は罹災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所

氏 名

[状態]（委任者本人が署名して下さい。）